

○総務省告示第 号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、船舶自動識別装置の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的條件を次のように定める。
なお、平成十四年総務省告示第三百九十二号（船舶自動識別装置の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的條件を定める件）は、廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 鳩山 邦夫

一 構造及び性能の条件

平成 年総務省告示第 号（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的條件を定める件）第一の一及び二の 1 の条件に適合すること。

二 機械的及び電気的條件

平成 年総務省告示第 号第一の二の 2、三、四及び五の条件に適合すること。